

ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2016年6月

コミッティ活動

COLLATERAL : 担当 森田 (tmorita@isda.org) / 洞口 (khoriguchi@isda.org)

IMの分別管理・倒産隔離に関する検討会

6月17日、IMの分別管理・倒産隔離に関する検討会の会合が開催され、各サブワーキング・グループからのアップデートに基づき、以下の点について検討が行なわれた。

- 最終的な関係書類の作成状況、とりわけ信託契約書と、信託スキームを利用する枠組みにおいて証拠金規制の条件を満たすことを可能とする付随のLegal Opinionについて、最新状況の報告。
- オペレーションサブワーキンググループの中心となるメンバー代表が、証拠金規制におけるT+1問題についての討議、米国の市場参加者とAPAC地域の市場参加者との間の基本的な認識の相違を強調することを目的としてワシントンDCで米規制当局と面談を行った際の報告。
- 欧州での証拠金規制導入の遅延が本邦市場に及ぼす影響についての検討。

6月30日、ISDAはフェーズ1適用対象金融機関のメンバー間での意見交換会を実施、本年9月からの証拠金規制導入へ向けた準備状況の確認を行った。また、最近公表された欧州での規制導入遅延について、それぞれの企業がどのような見方をしているのか、現在の立場について情報を共有した。

コモディティ・デリバティブ

6月9日、農林水産省（MAFF）と経済産業省（METI）は、店頭商品デリバティブ取引における証拠金規制の導入に伴い、[商品先物取引法施行規則の一部を改正する案](#)について、共同で公表した。対象となる企業は、3月に金融庁により公布された証拠金規制に従い、店頭商品デリバティブについて、当初証拠金と変動証拠金の授受を行っていることの届出が必要となる。農林水産省と経済産業省はまた、6月17日、[商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正案](#)を公表した。意見書の提出期限はそれぞれ7月8日と16日で、ISDAはメンバーの意見を募集した。

最終規則は7月下旬に公表され、2016年9月1日に施行される予定。

REGULATORY/DOCUMENTATION : 担当 森田 (tmorita@isda.org)

6月22日、金融庁は、外国法準拠のマスター契約にステイの決定の効力等を確保するための対応を義務付ける[監督指針の改正案](#)を公表した。コメントの締め切りは7月21日、ISDAはメンバーの意見を募集した。英語訳はメンバーの申し出により入手可能。

コミッティ並びに作業部会会合/コンファレンスの予定

IM Segregation Working Group - Legal Users Sub-Working Group
(日本語による会議)

7月6日、7月27日

IM Segregation Working Group
(日本語による会議)

7月15日